

第22回高知地方裁判所委員会議事概要

1 日 時

平成27年1月27日（火）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順、敬称略）

朝山芳史

池田あけみ

甲斐芳郎

小泉武嗣

武田義徳

野並誠二

藤田直義

宮地宏明

(2) 事務担当者等

石丸将利（高知地方裁判所民事部総括裁判官）

松本省二（高知地方裁判所事務局長）

木綱清隆（高知地方裁判所民事首席書記官）

青野早余子（高知地方裁判所刑事首席書記官）

小西常雄（高知地方裁判所事務局総務課長）

長野時夫（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

民事事件処理の強化について

(2) 意見交換等

- ア 小泉委員（弁護士）から民事訴訟における課題等の説明が行われた。
- イ 石丸民事部総括裁判官から、裁判所における民事事件処理の強化について、訴訟費用、民事訴訟法の変遷や事件数の推移、平均審理期間、審理の充実及び迅速化等の具体的な取組み状況の説明が行われた。
- ウ 意見交換（○：委員、●：主に説明を担当した委員、事務担当者等）
- ① 裁判所の取組に対する印象、意見等について
- 質問ですが、今日のテーマは、民事事件処理の強化ということですが、民事事件処理の強化をしなければならないというのであれば、強化しなければならない弱点、問題点があるのでしょうか。
- 一つは、事件処理の平均審理期間を見ていただいて、裁判所の審理期間が今の社会の流れについていっているのか、私はどうもついていっていないのではないかと思っておりますが、もし、一般社会の時間的な流れに追いついていないというのであれば、改善しなければならない問題だと思っております。
- もう一つは、専門的事件が非常に増えている中で、それらを審理するために、医療分野では、医師の専門委員はたくさんいて、医療ネットワークは出来ていますが、建築分野での建築士のネットワーク化は出来ていないということがあります。専門的知見が必要な時にそれを利用できない場合があるならば、早期に利用できるよう改善しなければならない問題だと思っています。
- 複雑な事件は、医療分野や建築分野に限らずいろんな分野で起こっていますが、裁判所が世の中の流れに適切に対応していけるとは限らないわけです。例えば、インターネットやコンピューターの技術は、どんどん進んでおり、追いつけないので、それをフォローするには、時間やお金がかかるということがあるので、それをどう解決していくのかという

ことだと思います。また、昔は事件の審理期間が1年以上2年ぐらい掛っていたのが、今は、ほとんどの事件が半年から1年以内に終っています。しかし、それでも一般国民にとっては、裁判は長いと思われているのではないかでしょうか。その点に関して、皆さんのお意見はいかがですか。

- 時間の話も訴訟費用の話もある意味では、国民は織り込み済みというか、現状はこういうものだという前提で理解されているのではないかと思います。冒頭の小泉委員による民事訴訟における課題等の説明では、もっと気軽に法を活用すべきで、民事も含めて裁判というシステムをうまく利用するのが筋ではないかということでした。しかし、法を活用するには、たくさんの方方法があって、その活用のときに、どの程度の時間やお金が掛かるのかは考えると思いますが、ただ、今の裁判所が圧倒的に時間を早くすることやお金を安くするということを目指すのかというと、それは少し違うのではないかという気がしました。それから、専門的知見の活用の話は、原告と被告が専門的な話を裁判所に持ってきて、それを裁判所がどう判断するかというときになって、初めて具体的に専門的知見が必要になってくるので、その段階であれば、比較的、専門家を選び易いような気がいたしました。
- 裁判費用の手数料については意外と手頃な値段だと感じましたし、審理期間は概ね1年以内で終了しているので、裁判は意外と早く終わっているのではないかという印象を持っています。事件数は意外と多いと思いました。裁判官増員の話については、裁判官が1日どのように過ごされているかわかりませんが、時間外勤務の実績が多くなければ増員は認められないと思います。どの組織も増員があるに越したことはありませんし、人を増やして、スピードを上げていくというのは一般論として言えるのではないかでしょうか。
- 高齢の父親は、「裁判するとおおごとや、お金もかかるし時間もかかる

る。」と言っていました。今日の説明を聞いていると、裁判の費用、手数料は意外とかからないのだと思いました。では、一般国民は何について費用がかかると思っているのか、それが非常に疑問です。私は、裁判の経験がありませんが、私達に何か問題があると、まず弁護士に相談し、裁判の申立てとなるというような、一定の裁判を起こすための道があるのでしょうが、その裁判への道がよくわかりませんでした。

審理時間に関しては、新民事訴訟法が施行されて時間が短縮されてきているというのは理解できました。審理期間が世の中の流れに追いついてきているのかという点では、事件によって一律ではないでしょうし、1人の裁判官が何百件もの事件を担当されているので、すごく忙しい状況なのだと思います。ただ、時間を節約されると、それぞれの言い分をちゃんと聞いて分かってもらっているのか、裁判では、事件ごとに百人百様で言い分も百通りの主張があるでしょうから、一律に解決できるものでもないでしょうし、そのことと時間とスピードというのが私の中ではイコールにならなかった感じです。ただ、裁判には一般的にお金がかかるというイメージはあると思いました。

- 訴訟費用についての感想がありましたが、弁護士費用と訴訟を起こすまでのプロセスについて少し補足説明していただけますか。
- まず始めに、現状認識ですが、私は弁護士になるまでは、この世の中にそんなに紛争が起こっているとは思っていませんでしたし、世の中に泣き寝入りしている人がいると思っていませんでした。ところが、世の中にはそういった人がたくさんいるのです。我々のような職業に就いて、裁判に関するシステムを知っている者は、そういったリスクは少ないのでし、あつたとしても解決できているのですが、高知県内でもまだ紛争によって泣き寝入りしている人は結構いますし、そういう社会が現実にあるのも事実で、仕事をしている中で実際にそういう方に会うことも多

いです。

訴訟費用について、例えば、我々は、病気をした時には、健康保険に加入していますので、資格をもった医師のところに行けば、だいたい医療費はどの程度かかるか予測はつきます。一定額以上を支払うと高額医療費として一部返ってきます。ただ、高度な医療に対して医療費を支払っていてあまりいくら支払っているか実感はありません。ところが、弁護士費用は、そのような制度が完備されていませんし、いわゆる自由診療が基本になっているので、費用面に関しては、ものすごく高いというイメージがあります。また、基本的費用については、各弁護士が自由に決めて良いことになっています。例えば、およそどのくらいかと言うと、普通の法律相談では、30分5000円というのが相場です。ところが、企業などが東京で知的財産について、相談を受ける場合は、30分3万円のところもあるようです。離婚調停の場合では、最初に着手金をいただき離婚が成立し事件が終わったところで、報酬として、およそ30万円ぐらいいただくことになります。財産的価値が生じたという事件などでは、取得した金額の1割から2割程度が着手金を含めての相場ということになります。我々の回りで普通に幸せな生活を送っている人々の多くは、そんなに紛争はないですが、実際には泣き寝入りしている人がいますし、その人たちの中には、救済されていない人たちも確実にいます。そんな人たちは、救済制度を知らないことが多いのです。また、法的な教育を受けていないことや法的に間違っているのか、騙されているのかもわからない人もいて、紛争が無いかのように感じている場合もあります。そのような人々を救済するために法テラスという制度ができる、お金のない人は無料法律相談が受けられます、生活保護を受けている人は弁護士費用も免除されますという制度が出来ているのが裁判費用に関する現状です。

- まずは、医者へ行くように裁判所へ行くということですか。
- まずは、裁判所へ行くのか弁護士へ行くのかということです。裁判に辿り着くにはものすごくハードルを超えていかないといけません。自分の問題が法律相談に値するか分からぬ、自分が騙されていることにも気づかない人がいて、やっと弁護士のところに辿り着く。そこで弁護士と話をして、それだけ費用や時間をかけてもいいという人たちが弁護士に頼んでみようということになる。勝てる証拠があるのか、あって良かったでやっと申し立てできる。無かつたら泣き寝入りすることになります。そこまで来て勝てそうだと思う人が、へとへとになってやっと裁判所に申し立てできるところに辿り着くという感じです。企業の人は、ゆっくり時間とお金をかけて勝てるし、負けるにしてもやることをやって負けることに納得できます。しかし、一般市民は、やっと辿り着いた人が、短い時間と少ないコストで大きな成果を求めようとするのですが、それを請け負うのが弁護士で、それを求めていくところが裁判ということになります。
- そんな中で弁護士は増えている訳ですよね。法テラスや弁護士が身边に利用できることを周知していかなければいけないと思います。そうすると、裁判所の需要は増えていくことになりますが、その対策は後から考えるべきことだらうと思います。
- 裁判所についての広報という点では、一つは、裁判員制度が導入されて一般の国民の方が刑事裁判に参加することになったということがあります。もう一つは、法の支配という社会基盤の充実が必要だということで、法教育を学校教育、特に中学校や高等学校などで取り上げてもらうことで将来を任す人材を造ることにつなげるのが重要であり、そのような見地から、裁判所も弁護士会も取り組んでいるところです。
- 質問ですが、裁判のスピードを上げるために裁く人の数を増やすな

いといけないと短絡的に考えてしまいますが、裁判官の数を増やせない背景というのは何なのでしょうか。

2つ目は、建築に関する専門委員の整備ができていないのはなぜでしょうか。建築士が医師に比べて少ないということもあるのでしょうか、建築士協会等もあるにもかかわらず、建築士のネットワーク化が出来ていないので、どのような背景があるのでしょうか。

3つ目は、企業を経営していると、深刻な労使問題も少なからず発生するわけですが、そのような問題が発生した場合に、労使問題を専門としており相談したら良い弁護士はどこにおられるのでしょうか。人事を預かる部署の長でも、おそらくすぐにはわかりません。これは、裁判所に直接関係のない質問ですが、わからぬので教えていただければと思います。

- 最初の質問は、どのようにしたら裁判官の人数を増やせるのかという問題だと思います。裁判官は、司法試験の合格者の中から一定の成績の優秀な人を採用するわけですが、裁判官は当事者の方が任意に選ぶことができませんから、質を下げるることはできず、飛躍的に増やすということにはなりません。裁判官はある程度、実力のある人を採用しなければならないということで、直ぐには増員できないということになります。

もう一つは、現在、国の財政状況が非常に厳しいという中で、簡単に人数を増やせない状況になっています。その中でも裁判官の数は、退職者の数よりも新規採用者の数が多い純増となっているのですが、裁判官の数だけ増やせばいいかというと必ずしもそれだけではなく、裁判官を支える書記官や事務官も増やさないと事件処理ができないということになりますし、同じように裁判所に事件を持ってくる弁護士も増えないといけないということで、トータルなシステムを考慮しないといけません。裁判所の限られた人材の中で、何か工夫することによって早い時間で充

実した事件処理ができるのではないかと考えているところです。

- 建築関係の専門家が増えないということについてですが、私は昨年4月に着任しましたので、これまでの経緯はわからないのですが、建築関係の専門家を整備するについて今までにない新しいシステムを構築するとなると、新しいエネルギーが別に必要になってくるので、それに労力を余り掛けられなかつたということがあると思います。医療については、集中的に医療機関に働き掛けを行って、りっぱなシステムが出来てある程度目処がついたので、今度は建築士のシステムを整備するということになってきているのですが、どこにどう依頼していけばいいのか分からぬので、まだそこは手探りでやっていかざるを得ないと思っています。
- 医療については、高知県には、いくつかの大きな病院がありまして、裁判所は、その大きな病院のトップの方に協力をお願いして、病院ごとに異動等があつても引き続き継続して後補充をしていただくようにお願いをし、その結果、立派なシステムが構築されてきたという経緯があります。

しかし、建築士の大きい団体というのは、建築士協会はありますが、大きい病院のような組織ではありません。個人経営者の集まりということになりますので、その方々を相手に組織化をしていくのは非常に難しいと思います。

労使紛争について、専門家の弁護士はどういう人がいるのかという点についてはいかがですか。

- 医師は、専門の認定をするシステムがあります。ところが弁護士は、司法試験に受かって、卒業試験を受ければ弁護士になるので、更に、この分野で論文を書いて学会に認められて認定されるというシステムはありません。また、地方では建築紛争ばかりがあるわけではなくて、それだけを専門的に掲げていても事務所の経営が成り立たないということが

あります。都会だと専門的にやっていくだけの事件がありますから、可能な面で専門化できるが、地方では、そのような事情で専門化できないし、それに特化することは比較的少ないです。

もう一つは、これが専門だと声を上げる人がいたとすると、同業者から見て専門家と思う人もいるし、いやこの人はどうなのだろうという人もいます。ユーザーから見ると、その分野が専門だと明示した方が良いというのは、弁護士の共通の認識で、今、弁護士会でも、すごく話題になっていて論議をしているところです。しかし、専門と明示していいとなつたときに、どのように認定をするのか、様々な問題があつて非常に悩ましいところです。そこで、企業であれば、顧問の弁護士にどこに行くのが良いか聞いて、そこに行くのが実情だと思います。弁護士の場合は、先ほどの理由で医者よりも非常に不親切な制度だと自覚しております。

- 私は医療関係の仕事をしていますが、今後、裁判所も追いつけないような複雑な問題になるのではないかと思っていることがあります。それは、日本人の感情面の変化が大きく変わりつつあって、少しのストレスがかかつただけで、考えられないような身体の反応があつて病気が出てくるというものです。例えば、交通事故の場面で、事故の大きさに関係なく痛みの症状が生じるようなことが一部に起きています。C R P S（複合性局所疼痛症候群）という痛みに関するもので、主に子どものシンドロームですが、ちょっとしたけがが元で、何千倍何万倍という症状になることから、どのように認識していくかの判断が難しいのです。そこで問題になるのが、交通事故と労災の関係です。普通、労災は、ある過剰な負担が身体にかかった時にそれを労災とするというもので、例えば、普通の仕事中にただ腰痛が起つたというのは労災ではなく、非常に重いものを持ち上げて普通の人以上に仕事量が多かつたという時に、

それを基準にして労災だと判断することになります。C R P S は、仕事量とかストレス量に関係なく起こってしまう痛みの状態ですから、元々その人の自律神経の不安定さからくる症状で、まだ一部の例しかありません。交通事故で、車が身体に少し触っただけで、極端にいようと寝たきりになるということもあります。そうなった場合、それを裁判の中でどう判断すればいいのかという問題になってくるので、裁判所は、普段から色々な専門の医師から話を聞くなど民事事件処理の強化に際しては、その対策も大事になってくるのではないかと思っています。

- 非常に難しいケースも今後は増えてくるだろうと思いますので、裁判所としては、専門家の知恵を拝借するしかありませんが、最終的には、因果関係やどの程度、他のファクターが関係するのかという判断を行うことになってくるのだと思います。
- 民事事件のうち、和解に至る件数は、全体の事件数のうち 30 % 程度というふうに説明をされていましたが、裁判所へ申立する前に原告と被告は事前に話し合ったりしているのですか。
- 事案によって違ってきます。交通事故の事案では、ほぼ 100 % 話し合いを行っています。保険会社と被害者あるいは加害者の間で話し合つて、その両者が折り合えないから裁判になっています。賃金の場合もいきなり裁判になるということは無くて、貸主が返してくださいと言えば、借主は分割でというような話し合いは行われています。

労使の問題でも、当然経営者側と使用者側との話し合いはあると思います。何も無くていきなり裁判になるのは、ほとんど無いことだと思います。

- 弁護士は町医者で、裁判所は専門医のいる大病院だとすると、そこで 30 % の和解があったというのであれば、それらはわざわざ専門医のいる大病院に行かなくても、町医者で治療する方法で十分いいように見え

るのでですが、その点はどうなのでしょうか。

- 事前に両方の当事者に弁護士が付いていれば、事件の落としどころがわかるので、裁判までいかない場合もかなりあります。ところが、弁護士に頼まずに本人が直接、裁判所に申し立てる場合もあります。そのとき、裁判所が説明すると当事者が再考することもあるので、色々なケースがあると思います。弁護士の理想を言えば、小さい問題であっても、法律の専門家に相談し、大きな紛争になる前に終わっていくほうがいいと思います。でも、実際はどこに行けばいいか、どこに聞けばいいかがわからず、費用の点もあって、目的の所に上手く辿り着いていないと思います。
- 弁護士に相談をして、それが裁判に発展するパーセントはどのくらいですか。
- 弁護士が抱えている依頼者層によると思うのですが、弁護士が相談をされて、裁判所の事件として申し立てられる件数は、本当にザックリした感じで、20～30件に1件ぐらいではないかというイメージを持っています。相談を受けて、このようにしたらどうですか、このままいけば負けますよというレベルで終わることが結構多くて、実際に交渉を依頼されるのも少なくて、20～30件に2、3件ぐらいです。しかし、交通事故で保険会社が関わっている場合は、もうすでにトラブルになつて来ているので、そこから裁判に行くのは50%以上になります。相談の来るルートによってかなり濃淡がありますが、全体をトータルに見ていくと、20～30件に1件よりもっと少ないかもしれません。
- 高知地裁では1年間で560件近い申立事件があるということでしたが、弁護士が相談を受けて裁判を起こす件数が20～30件に1件ということであれば、実際の紛争としては、それ以上にあるんですね。
- 弁護士も訴訟メインの人もいるし、相談業務をメインにやっている人

もいるので、裁判に至るのは、ほんとうに峠を何回も越えてやっと辿り着くというイメージです。弁護士は、裁判になったからには、裁判をやっている非日常から早く脱出させてあげたいと思っていますので、半年、1年と言わず2、3か月で解决してあげたい、なぜ裁判は早く終わらないのかと感じていると思います。

5 次回開催予定

(1) 開催日

平成27年7月14日（火）

(2) テーマ

裁判所におけるワーク・ライフ・バランスについて

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催